

令和 8 年 7 月 吉日

お 客 様 各 位

新 潟 縣 信 用 組 合

手形・小切手機能の全面的な電子化に伴う
でんさいへの移行と手形割引の取扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新潟県信用組合（理事長：赤川新一）は、政府および金融界が推進する「手形・小切手機能の全面的な電子化」に伴い、これまでの紙の手形を前提としたサービスを見直し、でんさいへの全面的な移行を進めております。

手形割引業務につきましては、当組合における取扱い業務から廃止するものではございませんが、電子交換所における手形交換が終了となるため、**期日が令和 9 年 4 月 1 日以降の手形割引については、非常に限定的な取扱いとなります。**

お客さまにおかれましても、お早めに「でんさい」または「でんさいライトサービス」の契約・活用をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

当組合は今後も、お客さまのお役に立てるサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

本件に関するご不明点がございましたら、お取引店の窓口もしくは営業係にお気軽にお問い合わせください。

以 上



新潟県信用組合